

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(神奈川県税務署長事務承継者三島税務署長)

平成22年8月26日棄却・上告

(第一審・横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 平成22年3月24日判決、本資料260号-45・順号11401)

判 決

控訴人	有限会社A
同代表者取締役	甲
同	乙
被控訴人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	神奈川県税務署長事務承継者三島税務署長
	角田 信悟
同指定代理人	新田 眞弓
同	茅野 純也
同	服部 文子
同	米村 忠司
同	武田 克彦
同	竹内 寛和

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 神奈川県税務署長が平成20年7月8日付けで控訴人にした、平成17年8月16日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額1620円として計算した額を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (3) 神奈川県税務署長が平成20年7月8日付けで控訴人にした、平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額1389円として計算した額を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (4) 神奈川県税務署長が平成20年7月8日付けで控訴人にした、平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額570円として計算した額を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

## 2 被控訴人

主文同旨

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

控訴人は、平成17年8月16日から同年12月31日までの事業年度（平成17年12月期）、平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度（平成18年12月期）及び平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度（平成19年12月期）の法人税の所得金額の計算上、控訴人代表者の配偶者（乙）に対して交際費として支出した金額（本件交際費）を損金の額に算入して確定申告をしたところ、神奈川税務署長は、本件交際費は、控訴人代表者がその配偶者に対し個人的に支出したものであり、役員給与（役員賞与）に当たるとして損金算入を否認し、平成17年12月期の法人税の更正処分（平成17年12月期更正処分）、平成18年12月期の法人税の更正処分（平成18年12月期更正処分）及び平成19年12月期の法人税の更正処分（平成19年12月期更正処分。上記各更正処分をまとめて本件各更正処分という。）並びに過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をした。

本件は、控訴人が被控訴人（国）に対し、本件交際費を損金の額に算入しなかったのは違法であり、また、更正通知書の理由付記が不十分であったのは違法であるとして、本件各更正処分のうち確定申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。

- 2 基礎となる事実、争点及び当事者の主張の要旨は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3（原判決3頁8行目から15頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決6頁26行目の「である」の次に「(もつとも、甲の配偶者である乙が原審の口頭弁論終結後の平成22年3月1日に控訴人の取締役役に就任し、その代表権限を有することになった。)」を加える。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は、いずれも適法であり、その取消しを求める控訴人の請求は、いずれも理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし5（原判決15頁20行目から29頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、原判決の判断をるる非難するが、いずれも独自の見解に基づくものであって、採用することができない。

- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳 馨

裁判官 小林 敬子

裁判官 大野 和明